

## 鶴岡市ふるさと納税返礼品募集要項

### 1 目的

ふるさと納税制度の推進を図るとともに、鶴岡市の農林水産物や特産品等のPR及び販売促進、地場産業の振興を図ることを目的として、鶴岡市へのふるさと納税者に対し贈呈するお礼の品（以下「返礼品」という。）の募集を行うもの。

### 2 募集要件

#### (1) 返礼品提供事業者について

次の条件を全て満たすことが必要となります。

- (ア) 各種法規等に沿った生産・製造・サービスを行っていること。
- (イ) 鶴岡市内に本社（本店）、支社（支店）及び事業所、工場、その他生産の拠点（加工場、畜舎、圃場等）がある法人・団体または個人事業者であること。  
ただし、市が適当と認める場合はこの限りではない。
- (ウ) 米及び米加工品の返礼品を出品する場合にあっては、鶴岡市農業振興協議会から提示された「生産の目安」に基づく米生産に協力している者であること。また、集荷事業者にあつては生産者が「生産の目安」に基づく米生産に協力している者であるか確認し、協力していない農家の生産物は返礼品として扱わないこと。
- (エ) 代表者及び従業員等は、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団等の構成員等でない者であること。
- (オ) 申込時に、市税等の滞納がないこと。
- (カ) 個人情報の取扱いを厳重に行えること。

#### (2) 返礼品について

次の条件を満たしている商品・サービス等を募集します。

- (ア) 鶴岡市の魅力を発信できる商品・サービス等であること。
- (イ) 鶴岡市内で生産、製造、加工されているもの、市内の原材料を使用しているもの、サービスが市内で提供されているもののいずれかに該当していること。
- (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。  
ただし、季節商材等、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うこととする。
- (エ) 飲食物については、到着後3日間以上の賞味期限が保証されるものとする。
- (オ) 商品情報（使用原材料等）の開示が可能であること。
- (カ) 返礼品受注・発注管理委託事業者が指定する宅配業者により発送可能な商品であること。
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、地場産品基準（平成31年総務省告示第179号）及び食品表示法（平成25年法律第70号）が規定する事項に違反していないこと。

#### (3) 返礼品の金額区分

ふるさと納税の寄附金額に対して3割以内の商品・サービス等を募集します。

例：寄附金額10,000円の場合、3,000円以内の商品・サービス等

※ 返礼品の価格には「商品・サービス代（サービス料を含む。）」、「梱包代」、「消費税」等すべてが含まれます。

※ 送料は実費分を鶴岡市が負担します。ただし、定期便以外の返礼品で、1つの商品を2回に分けて発送する場合には、市の負担は1回のみとします。

※ 返礼品不良による保証などは、返礼品提供事業者の負担となります。

### 3 返礼品協力事業者のメリット

- (1) 鶴岡市のふるさと納税ページや鶴岡市が登録を認めたふるさと納税の専門インターネットサイトにお礼の品の画像、商品名、企業名などを掲載します。
- (2) 鶴岡市が作成するふるさと納税パンフレット等に商品及び企業名を掲載します。
- (3) 商品の発送の際に、御社の商品カタログ、チラシ等を同梱によりPRができます。

### 4 返礼品発送管理委託業者

効率的なサイト運営、安全安心に配慮した返礼品の受注・発注、寄附者データの適正管理、苦情対応等に万全を期すため、返礼品の発送管理を次の事業者に委託しています。

#### 【委託業者】

〒997-0011 鶴岡市宝田3丁目19-18

株式会社チャンピオン ふるさと納税事務室

TEL：24-1333 FAX：25-1629

### 5 申込方法

別紙の鶴岡市ふるさと納税返礼品登録申込書に必要事項を記入し、登録シート、商品ジャンル登録シート、事業者情報入力用フォーマット、返礼品等の写真3枚以上を添えて、下記まで持参または郵送、メールにて提出してください。

2回目以降については、登録シートおよび商品ジャンル登録シートのみご提出ください。

#### 【申込み・問い合わせ先】

〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25

鶴岡市総務部総務課 ふるさと納税推進担当

TEL：35-1114 FAX：24-9071

Mail：furusato@city.tsuruoka.yamagata.jp

### 6 その他留意事項

- (1) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 登録された返礼品を変更・削除する場合は、事前に鶴岡市までご相談ください。
- (3) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容については鶴岡市までご報告ください。なお、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切責任を負いません。

- (4) 登録された返礼品提供事業者や返礼品が「2 募集要件」に定める事項に適合しないことが疑われる場合は、実地調査・確認を行うことがあります。また、実地調査・確認の結果、返礼品提供事業者や返礼品の登録を中止することがあります。
- (5) (4) の登録中止に伴い鶴岡市が損害を受けた場合は、その損害の賠償を請求することがあります。